



2026年7月2日

各 位

会 社 名 株式会社カカコム
代 表 者 名 代表取締役社長 村上 敦浩
(コード番号 2371 東証プライム)
問 合 せ 先 取締役上級執行役員 CFO 粕谷 進一
(TEL 03-5725-4554)

当社の資本政策に関する法的拘束力を有する提案書の受領のお知らせ

当社は、2026年5月12日付「Kamgras 1株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（当社が2026年5月14日付で公表いたしました「(訂正)「Kamgras 1株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部訂正について」により訂正された事項を含みます。)のとおりに、Kamgras 1株式会社(以下「Kamgras 1」といいます。)による当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)及び新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)に対する公開買付け(以下「Kamgras 1公開買付け」といいます。)に賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、Kamgras 1公開買付けへの応募を推奨すること、及び本新株予約権の所有者(以下「本新株予約権者」といいます。)の皆様に対しては、Kamgras 1公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議しております。その後、当社は、2026年5月14日付「LINE ヤフー株式会社より公表された「カカコム株式会社の資本政策に関する提案書の提出についてのお知らせ」について」において公表しましたとおり、ベインキャピタル・プライベート・エクイティ・LPが投資助言を行う投資ファンド及びそのグループ(以下「ベインキャピタル」といいます。)及びLINE ヤフー株式会社(以下「LINE ヤフー」といい、ベインキャピタルと総称して「本提案者ら」といいます。)より、5月13日付で、当社の資本政策に関する法的拘束力のない提案書を受領しておりました。

今般、2026年7月1日付で、当社は本提案者らより、当社株式の非公開化を目的とした公開買付け及びそれに続くスクイズアウト取引に関する法的拘束力を有する提案書(以下「本提案書」といいます。)を受領し、また、同日付で、LINE ヤフーは「(経過開示)株式会社カカコムの資本政策に関する法的拘束力を有する提案書の提出についてのお知らせ」(以下「本公表プレス」といいます。)を公表いたしました。本提案書及び本公表プレスによれば、下記的前提条件が充足された場合には、ベインキャピタルにその持分の全てを保有・運営されており、当社に投資することを主たる目的として2026年6月1日にケイマン諸島法に基づき組成されたリミテッド・パートナーシップ(以下「本SPV」といいます。)が、当社株式及び本新株予約権を対象とした現金対価の公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)、並びにその後のスクイズアウト手続により、当社株式の全て(但し、当社が所有する自己株式を除きます。)を取得し、当社株式を非公開化すること(以下「本取引」といいます。)を予定しているとのことであり、本公開買付けにおける当社株式に対する公開買付け価格は1株あたり3,384円(以下「本公開買付け価格」といいます。)、本新株予約権に対する公開買付け価格は1個あたり1円とされております。なお、KDDI株式会社(以下「KDDI」といいます。)と本提案者らとの間で、当社によるKDDIが所有する当社株式の自己株式取得を用いたストラクチャーとすること等を内容とする不応募契約を締結することができた場合には、本公開買付け価格を3,500円とするとのことです。また、本提案者らによる本公表プレスによれば、本SPVは、当社の主要株主であるOasis Management Company Ltd.並びに同社の関連ファンド又は関連エンティティ(以下総称して「Oasis」といいます。)との間で、2026年7月1日付で、本公開買付けが開始された場合、Oasisがその所有する当社株式のうち38,200,548株を本公開買付けに応募することを内容とする応募契約を締結したとのことです。

また、本提案者らは、2026年7月下旬に本公開買付けの開始予定に関するプレスリリースを公表し、2026年9月上旬頃に本公開買付けを開始するスケジュールを想定しているとのことです。

本提案者らによると、本公開買付け開始の前提条件として以下の事項を設定しているとのことです。

- ①本公開買付けに対して、当社が賛同意見を表明し、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の当社における取締役会決議が得られており、これが撤回又は変更されず維持されていること
- ②当社の非公開化取引を検討するために当社が設置した特別委員会において、当社が本公開買付けに賛同意見を表明し、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の取締役会決議を実施することについて相当である旨の答申が得られており、これが撤回又は変更されず維持されていること
- ③金融商品取引法第 27 条の 11 第 1 項但書に定める当社又はその子会社の業務又は財産に関する重要な変更その他の本公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情が生じていないこと
- ④本取引を実施するに当たって各国の競争法を含む法令等に基づき必要となる許可、認可、免許、承認、同意、登録、届出その他これらに類する行為又は手続の取得が完了し、又はその完了が合理的に見込まれていること
- ⑤当社に係る業務等に関する重要事実（金融商品取引法第 166 条第 2 項に定めるものをいいます。）で当社が公表（同条第 4 項に定める意味を有します。）していないものが存在しないこと
- ⑥本取引を実施するに当たって必要となるペインキャピタルの投資委員会による最終承認及び LINE ヤフーの取締役会決議が完了すること

当社は、本提案書の内容を精査したところ、本提案書による提案（以下「本提案」といいます。）は、当社と Kamgras 1 との間で締結している公開買付契約（以下「本公開買付契約」といいます。）に定める適格対抗買付提案（Kamgras 1 が 2026 年 5 月 13 日付で提出した公開買付届出書における定義と同じです。）に該当すると考えるに至ったため、2026 年 7 月 1 日付で、本公開買付契約に基づき、Kamgras 1 に対して公開買付価格の変更について協議を申し入れております。Kamgras 1 公開買付けと本公開買付けは両立し得ないことから、当社取締役会及び特別委員会は、今後 Kamgras 1 及び本提案者らと誠実に協議等を行い、いずれの取引がより当社の企業価値向上及び株主共同の利益に資するものであるか等について、慎重に検討を行っていく予定です。

本提案者らによる提案の詳細については、本公表プレスをご参照ください。なお、本開示資料は、本公開買付けに対する当社の意見を表明するものではありません。今後開示すべき事実を決定した場合は、速やかに公表いたします。

以上